

令和8年度（2026年度）くまもと県産酒で乾杯条例推進業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度（2026年度）くまもと県産酒で乾杯条例推進業務委託仕様書

2 目的

本県が推進する「くまもと県産酒で乾杯条例」の理念浸透を図るため、県産酒の魅力を発信し、県産酒を日常的に楽しむ機運の醸成、消費喚起を目指すことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 業務委託内容

くまもと県産酒乾杯条例の推進及び県産酒の消費喚起を図るために（1）～（4）の業務を実施すること。

- （1）県内外で行われる各種イベント開催及び連携等による魅力発信
 - ・県産酒の魅力を発信するイベントの開催や、食や酒をテーマとするイベント等と連携した県産酒の魅力発信、乾杯条例の機運醸成、県産酒の消費喚起に取り組むこと。
- （2）県産酒で乾杯条例推進協力店の開拓
 - ・県産酒を取り扱う飲食店等へのポスター掲示やノベルティ提供など、協力店舗の開拓に取り組むこと。（チラシやノベルティ等の作成含む）
- （3）SNS等を活用した情報発信
 - ・SNSやWEBサイト等の媒体を活用した、乾杯条例の推進及び県産酒の消費喚起にかかる情報発信に取り組むこと。
- （4）その他
 - ・その他、（1）～（3）以外に本業務を推進するにあたり必要な取り組みを行うこと。

5 成果品

- （1）業務完了報告書（任意様式、カラー刷り）

完了した全体事業の概要、効果検証等について記載するとともに、実施状況がわかる写真やグラフ等を用いて作成すること。
- （2）電子データ 1式
上記（1）の業務完了報告書について、電子データでも納品すること。

6 業務の実施体制

受託者は、事業を適正に実施するため、県と調整を行い、業務全体を管理する業務責任者を配置するとともに、実施体制・連絡体制を作成し、県に提出すること。

7 支払条件等

本業務に係る委託料は、業務完了後の精算払いを原則とする。ただし、業務に支障を及ぼすと判断される場合には、概算払いを認めることとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守すること。

(2) 業務の一部再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 著作権保護

本事業遂行の結果生じた著作権、意匠権その他これに類する権利等は、熊本県に帰属する。

(5) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受ける者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」のほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(6) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は、受託者の負担とする。

9 関係書類等の整備制

本業務に係る経費を明らかにするために、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存すること。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰する事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができる。そのために県に損害が生じた場合は、受託者は賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由による業務の継続が困難となった場合

災害、感染症等の感染拡大、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

1.1 その他

- ・プロポーザルに係る費用は、一切支払わない。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。
- ・成果品の著作権は熊本県に帰属する。
- ・受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決すること。